

令和 7 年 9 月 1 8 日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
管理課

予定価格の公表方法の変更について

予定価格の公表方法については、入札価格のみによらず、施工能力・技術者の能力・地域性などを含め総合的に評価されることが妥当と認められる一部の工事について、事前公表することができるよう今年 6 月に見直しを図ったところですが、昨今の急激な物価高騰等の影響による不落を防止するため、下記のとおり事前公表とできる入札方法の範囲を拡大することとします。

① 予定価格公表

【改正前】(R7. 6. 1～)

原則、予定価格を
「事後公表」とする。
ただし、緊急を要する災害復
旧工事又は予定価格 1 0 億円以
上の総合評価一般競争入札によ
る工事は事前公表とすることが
できる。



【改正後】(R7. 10. 1～)

原則、予定価格を
「事後公表」とする。
ただし、**緊急を要する災害復
旧工事又は予定価格 1 0 億円以
上の工事は事前公表とすること
ができる。**

② 入札回数

【変更なし】(R7. 6. 1～)

予定価格	入札回数
全て（金額に関わらず）	3 回
事前公表の工事	1 回

○適用月日：**令和 7 年 1 0 月 1 日以降**の入札公告から

※「緊急を要する災害復旧工事」とは、被災後すぐに施工する工事（応急工事等）で、見積随意契約 5 号により発注するものを想定しています。